

平成 30 年 4 月 1 日から体育施設使用料に関して、減免規定等が変わります。

- ・使用料の減免(50%)対象が拡大されます。

これまでの小中学生に加え、高校生や 65 歳以上の方も対象となります(団体使用の場合には、登録者の半数以上)。

適用は、平成 30 年 4 月 1 日以降に、申請をいただいた、予約分になります。

- ・障がいをお持ちの方が、個人で使用する場合、使用料が減免(50%)となります。

使用する場所で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をご提示ください。

適用は、平成 30 年 4 月 1 日以降に、個人使用を行う場合になります。

- ・使用料の還付の規定が、使用日の前日から 3 日前に変更になります。

3 日前となることで、キャンセルが発生した場合、利用したい方がより体育施設を有効に利用出来るようになります。

平成 30 年 4 月 4 日取り消し申請分より適用されます。

詳細については、以下にお問い合わせください。

市民スポーツ課(047-712-6818)、総合体育館(047-355-1110)、

中央武道館(047-380-2100)